



千葉大学ユニオンニュース 第64号 2011年5月25日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

千葉大学ユニオン事務局：西千葉キャンパス総合校舎G号館401室 メールアドレス：cuu@e-mail.jp
電話・FAX：043-290-2234 FAX専用：020-4666229 ☆職場でお気づきのこと、質問、ご意見をお寄せください。
ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/> 最新のニュースがご覧いただけます。千葉大学ユニオン掲示板：
(<http://218.45.28.246/chibaunion-bbs/unionbbs.cgi>) 学内から書き込みができます。

新たに千葉大学に就職・異動されたみなさん！千葉大学ユニオンに加入しましょう。

就業規則改定に関する協議を受けて

千葉大学ユニオンでは、2011年4月からの就業規則改定について、3月23日に大学と協議を行いました。協議の主な内容は、前号でもお知らせした①病気休暇制度の短縮、②プロジェクト雇用の非常勤職員の再雇用制限、③ハラスメント防止規程の変更に關するもので、それぞれについてユニオンからの質問に対して大学側から説明がありました。

2011年4月からの病気休暇制度の概要については、本ニュースの労働法Q&Aに解説がありますので、ご参照ください。現在も、千葉大学には長期の病気休暇および病気休職中の職員の方がおられます。病気の種類にもよりますが、早期に、なるべく無理のない形での職場復帰を可能とする取り組みをどうするかが課題となります。

今回の非常勤職員就業規則改定で、プロジェクト雇用職員の再雇用制限を定めた理由については、3年を超えるプロジェクト期間、雇用されていた非常勤職員を再度雇用することは、臨時的である非常勤職員の雇用のあり方と相容れないためである旨の説明が大学側よりありました。この規定の問題は、現在、非常勤職員の契約更新限度が原則3年とされていることの問題と合わせて、非常勤雇用全般のあり方の見直しとともに検討されるべき課題と考えます。現在、大学運営のために多数の非常勤職員が従事する仕事に欠かせなくなっている（つまり、大学にとって「臨時的な仕事」とはいえなくなっている）にもかかわらず、その仕事を行う非常勤職員を「臨時」の職員と位置づけ、機械的に更新限度を設けることには、そもそも無理があるといえるでしょう。ユニオンでは、今年度以降も、この問題を政策課題として、大学側と交渉を行っていく予定です。

新しいハラスメント防止規程に、ハラスメント相談員が、相談者の所属部局長にも報告する旨の規定が新設された件では、ハラスメント対策を実効あるものとするために管理権限および責任のある部局長に知らせることが必要だとする旨の説明がありました。この規程改定には、被害者にハラスメント相談を躊躇させるおそれがある、との懸念が職員から寄せられています。ユニオンでは、現在のハラスメント防止体制が実効あるものといえるか、総合的な検証を経ての議論が必要であると考えます。

「平成22年度労働環境改善費」の配分結果が公表されました

人件費削減にともなう「余剰金」1.9億円と学長裁量経費2.3億円を合わせた4.2億円が、学内の諸要求により再配分される旨は本ニュース62号で既報した通りです。

その最終結果が公表され、労働環境改善整備費には5,400万円が配分されました。具体的には、職員宿舍住環境改善（駐車場整備、ゴミ箱設置、樹木剪定等）に2,600万円、執務室内労働環境改善（加湿器、網戸等）に1,600万円、庁舎内労働環境改善（トイレ、スロープ等）に600万円、等に用いられたとのこと。とりわけ職員宿舍改善については、ユニオンからも要求を出したところでした。

今後も、人件費削減にともなう「余剰金」については、こうした環境整備に用いられることを継続的に主張していきたいと考えます。

新たに千葉大学に就職・異動されたみなさん！千葉大学ユニオンに加入しましょう。

千葉大学ユニオンは、千葉大学で働くすべての教職員の労働条件・労働環境をよりよいものとするため、千葉大学の教職員自らで組織・運営している団体です。働きやすい職場、働きがいのある職場をつくるためには、私たち教職員自身が意見を出し合い、ともに取り組むことが欠かせません。ユニオンのホームページ(<http://www.age.cc/~cuu/>)で規約をご覧になり、裏面の加入書に必要な事項をご記入の上、ファックスにてお送り下さい。

非常勤職員・教員の方も加入できます。多くのみなさんの参加を心よりお待ちしております。

ユニオン第8回定期総会を開催します

6月7日（火）午後6時から、総合校舎G20で、千葉大学ユニオン第8回定期総会を開催します。ユニオンの活動において、もっとも重要な会合ですので、ご多忙の折柄とは存じますが、必ずご出席ください。また都合の悪い方は、出席予定の会員または議長に「委任状」を託すようお願いいたします。

東日本大震災の義援金募金活動の報告とご協力へのお礼

3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々への募金活動を3月25日から4月20日まで、学内で行いました。その結果、92,171円の義援金を得ることができ、4月26日付けで、日本赤十字社へ全額送金いたしました。皆さまのご協力で心より感謝を申し上げます。

放射線に関する勉強会を開催しました

東北地方太平洋沖地震による福島第一原発事故により東日本の広い地域に放射性物質が飛散し、多くの人々が不安な毎日を過ごしています。放射線について知ることでも少しでも私達教職員の不安が軽くなれば、ということで、4月8日、工学部と医学部から放射線管理業務の経験をお持ちのお二人の講師をお招きし、放射線に関する勉強会を開催しました。参加者からも熱心な質問が相次ぎ、3時間にも及ぶ充実した勉強会となりました。

退職される方から一言

辻 尚史（理学研究科）

千葉大には16年と1ヶ月お世話になりました。その最後の月に東日本大震災が起きました。地震による被害、とりわけ、津波による被害は大変悲惨なものでしたが、それに加えて福島第一原発の事故はなかなか始末におえません。これは科学技術を過信した驕りからくる人災でしょう。このようなときこそ、人々が人間らしく生き、大学もその使命を全うすることが重要と思います。その点でも最後の年度にあった学長選考において、学長選考会議が行ったことは大変残念に思われ、学内民主主義の危機と感じています。ここで、その問題点を簡単に記してみます。

(1) 第一次学長候補が僅か3名であったにもかかわらず、第二次学長候補は2名しか選ばなかった。ここで、その選定基準は明らかにされていないし、その議事の進め方が藪の中である。

(2) 第二次学長候補が2名であることからという理由により、学内意向聴取の投票は一回のみとした。これは、学長選考規定の定めるところに抵触する。

(3) 学内意向聴取の投票結果発表を、即日ではなく2日後の学長選考会議の決定後とした。これはこれ迄に行われた学長選考の慣例に反するし、公表時期を遅らす理由も見当たらない。

この3点だと思います。また、こういう事態が起ったため、複数にわたる部局や学内のいろいろな立場の人たちから学長

選考会議へ質問書や意見書などが出されました。

学長選考会議からのこれらへの回答は、問題はないとする形式的なものばかりでした。これらが示唆することは、学長選考会議は、学長選考において予め規則等を決めずとも何でも決定できること、また第二次学長候補を一人に絞れば学内意向聴取をしないで選考が終了するということです。

困難なときこそ、強力な指導力が発揮されねばならないし、そのためには学内で多数の支持を得ていることが必要なので、大地震と原発事故のあとにくると予想される冬の時代へ対処するためにも、本学における真の自治の確立と民主主義が実現される体制を構築しなければならないと感じています。(63号に掲載予定でしたが、編集の都合上64号に掲載します。)

労働法Q&A：病気休暇と、病気休職

Q：病気休暇と、病気休職との違いは何でしょうか。4月の制度変更で、何が変わったのでしょうか。

A：千葉大学の就業規則に基づき、常勤職員は、傷病のため勤務することができない場合、病気休暇をとることができます。従来は、病気休暇中、90日までは給与の100%、90日を超えて6か月までは50%の額が支給されることとなっていました。また、病気休暇が6か月に達した後、なお療養が必要であれば、大学はその職員を病気休職とすることができ、病気休職期間の最初の1年間までは給与の80%の額が支給されることとなっていました。

2011年4月からの就業規則では、職員が病気休暇を連続して取得できる期間が90日までと上限が設けられました。その間は給与の100%の額が支給され、その後認められる病気休職期間中、1年間は給与額の80%が保障される制度には変更がありません。そのため、職員が傷病で勤務できない期間が90日を超えたとき、その後1年までの間に復職ができれば、従来制度と比較して多くの収入(90日を超えて6か月までの間、80%-50%の差し引き30%分)が保障されることとなりますが、その一方で、90日間の病気休暇の後、病気休職が1年を超えると、大学からの収入の保障はなくなります。このような場合、3年まで認められる病気休職期間の残りの期間については、文科省共済組合に請求して傷病手当金・傷病手当金附加金(標準報酬日額の2/3)を受けることができます。

◎ ユニオンのおもな活動報告 ◎

4月8日 放射線に関する勉強会

4月14日 第10回執行委員会

5月12日 第11回執行委員会

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 早乙女英夫 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2011年 月 日

ご氏名:

ご所属: